

築上町新型コロナウイルス感染症対策医療機関等支援給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内の医療機関等に対する事業の継続、並びに、従事者等への支援を目的として、築上町新型コロナウイルス感染症対策医療機関等支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、医療機関等とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 病院及び診療所 医療法（昭和23年法律第205号、以下「医療法」という。）第1条の5の条件を満たし、且つ病院については同法第7条第1項、診療所については同法第8条第1項に定めるもののうち、歯科診療所以外のものを用いる。
 - (2) 歯科診療所 医療法第1条の5第2項の条件を満たし、且つ同法第8条第1項に定める診療所のうち、歯科医業のみを行うものを用いる。
 - (3) 薬局 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項及び同法第4条に定める薬局を用いる。但し、令和2年10月1日現在において実際に調剤業務を行っている薬局に限る。
 - (4) 介護サービス事業所 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条及び、第8条の2に定める介護サービスを行うものを用いる。
 - (5) 障がい者（児）福祉サービス事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条、並びに、児童福祉法（昭和22年法律第164号、以下「児童福祉法」という。）第6条の2の2に定める障がい者（児）福祉サービスを行うものを用いる。
 - (6) 保育所（園） 児童福祉法第7条に定めるものを用いる。
 - (7) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条及び第2条に定めるものを用いる。
 - (8) 鍼灸院等 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条及び第9条の2に基づき事業を行うものを用いる。
 - (9) 整骨院等 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条及び第19条に基づき事業を行うものを用いる。
- 2 この要綱において、従事者等とは、前項の規定にある医療機関等の事業主及び、雇用契約を結び勤務するものを用いる。なお、個人事業主に関しては専従者を含む。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給対象者は、築上町内に令和2年4月1日現在で開設し、申請日時点で継続している病院及び診療所、歯科診療所、薬局、介護サービス事業所、障がい者（児）福祉サービス事業所、保育所（園）、幼稚園、鍼灸院等、整骨院等を運営する法人又は個人とし、別表の区分ごとをその対象とする。

(給付金の額)

第4条 給付金の支給額は、別表のとおりとする。

- 2 給付金の支給回数は、1支給対象者につき1回を限度とする。

(支給の申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、築上町新型コロナウイルス感染症対策医療機関等支援給付金支給申請書（様式第1号）に、職員（従事者）名簿（様式第2号）及びその他必要書類を添えて、町長が別に定める期日までに申請するものとする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに必要な事項を審査の上、支給の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により給付金の支給を決定したときは、築上町新型コロナウイルス感染症対策医療機関等支援給付金支給決定通知書（様式第3号）により通知する

ものとし、給付金の不支給を決定したときは、その理由を付して、築上町新型コロナウイルス感染症対策医療機関等支援給付金不支給通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 前項の規定により給付金の支給を決定したときは、町長は、申請者に給付金を支給する。

（給付金の取消し）

第7条 町長は、給付金の支給を受けたものが、偽りその他不正の行為があったと認められる場合においては、給付金の支給を取り消すものとする。

（給付金の取消通知）

第8条 町長は、前条の規定により給付金の支給を取り消した場合は、築上町新型コロナウイルス感染症対策医療機関等支援給付金支給取消通知書（様式第5号）により申請者に通知するとともに、支給した給付金を返還させるものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに給付金の交付決定を受けた者に係るこの要綱の規定は、同日後においても、なお、その効力を有する。

別表（第3条、第4条関係）

区分	支給額	支給加算額
<ul style="list-style-type: none"> ・病院及び診療所 ・歯科診療所 ・薬局 ・介護サービス事業所 ・障がい者（児）福祉サービス事業所 ・保育所（園） ・幼稚園 ・鍼灸院等 ・整骨院等 	区分ごと1法人等につき 20万円 + 職員（従事者）数×5万円	職員（従事者）数 ・21名～40名 20万円 ・41名～60名 30万円 ・61名～100名 40万円 ・101名以上 50万円

※ 法人等 法人及び個人事業主

※ 職員（従事者）数 令和2年10月1日を基準日とし、同一法人において複数の事業所に所属している職員（従事者）については、1事業所での計上とする。